

## 6月7日 民生経済常任委員会 会議録

- 日時・場所 令和6年6月7日(金) 午後1時00分～午後4時14分 議場及び第1委員会室
- 出席議員 井川敦雄、津川俊仁、秋山 修、油本朋也、町田貴子、前田栄治  
阪本和俊
- 欠席議員 なし
- 他の出席を 議長 野田秀樹  
求めた議員
- 執行部職員等 中原地域整備課長、杉本環境エネルギー課長、前田健康推進課長
- 参考人 山崎幸裕 (鳥取中部ふるさと広域連合事務局長)  
上田智幸 (鳥取中部ふるさと広域連合環境福祉課長)  
市部二郎 (鳥取県中部清掃事業協同組合代表理事)  
杉岡裕敏 (鳥取県中部清掃事業協同組合組合員)
- 議会事務局 手嶋局長、福島主幹

〈会議に付した案件及び経過と結果〉

### 1 開会 (13:00)

#### ○津川副委員長

ただいまより民生経済常任委員会を開会いたします。  
開会に先立ちまして、委員長、挨拶をお願いします。

### 2 委員長あいさつ

#### ○井川委員長

皆さん、御苦労さまでございます。大体例年ですと、朝から始めて、1日の予定なんですけど、今回は特別に午前中に総務教育常任委員会がありまして、午後からが民生経済常任委員会ということで、ちょっと例会とは違いますけども、よろしくお願いいたしますします。

では、今日は議会の付託議案、そしてまた陳情、そしてまた終了しまして、ちょっとこれはまあ、今日の会議の時間配分等ございますけども、時間があれば、道の駅「ほうじょう」のほうの視察ということでさせていただきたいというふうに思いますので、どうぞ最後までよろしくお願いいたします。以上、終わります。

#### ○津川副委員長

そうしますと、これ以降の進行につきましては、委員長のほうへお願いいたします。

#### ○井川委員長

座って進めます。そういたしますと、ただいまの出席委員数は7名、7人でございます。定足数に達しておりますので、これより民生経済常任委員会を開会いたします。

本定例会におきまして、民生常任委員会に付託された議案は1件、また、付託された陳情も1件でございます。

審査につきましては、お手元の日程表に従いまして行いますので、よろしくお願いいたします。

### 3 審査事項

#### (1) 陳情の審査

〔陳情第2号〕 ごみ処理手数料改定の見直しを求める意見書の提出についての陳情

#### ○井川委員長

それでは、日程3の審査事項(1)の陳情の審査に入りますけども、令和6年陳情第2号、ごみ処理手数料改定の見直しを求める意見書の提出についての陳情が出ております。本日は、この陳情に対しまして、参考人として、鳥取中部ふるさと広域連合、そして鳥取県中部清掃事業協同組合の方にお越しいただいておりますので、陳情に対するこれまでの経過なり御意見をいただき、委員の皆さんの審査の参考にしていただきたいというふうに思っております。

審査の手順でございますが、初めに鳥取中部ふるさと広域連合より説明をいただき、その後、質疑を行い、終了しましたら御退席をいただきまして、続いて、鳥取県中部清掃事業協同組合より説明、そして質疑を行います。同様に、終了しましたら御退席をいただき、審査に入りますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、最初に、令和6年陳情第2号、ごみ処理手数料改定の見直しを求める意見書の提出についての参考人といたしまして、本日、鳥取中部ふるさと広域連合の事務局長、山崎幸裕さんと、環境福祉課長の上田智幸さんに御出席をいただいております。陳情に対しまして、これまでの経過などを踏まえて、御説明と御意見をお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

説明と意見を拝聴する前に、進行方法について申し上げますと、参考人からは30分程度の説明と意見を述べていただきたいと思います。その後、委員から参考人に対し質疑を行うこととしております。

なお、参考人に念のため申し上げますが、発言の際はその都度、委員長の許可を得て御発言くださいますようお願いをいたします。

また、参考人は、委員に対し質疑をすることができないことになっておりますので、あらかじめ御承知をお願いいたします。

また、本日同席をしております杉本環境エネルギー課長への質疑は、委員長に質問の趣旨を明らかにし、許可を得てから行うよう委員各位へをお願いいたします。

#### ・参考人意見聴取（鳥取中部ふるさと広域連合）

##### ○井川委員長

それでは、これより鳥取中部ふるさと広域連合より説明をいただきますので、山崎局長、上田課長、よろしくお願いをいたします。

山崎局長。

##### ○山崎鳥取中部ふるさと広域連合事務局長

鳥取中部ふるさと広域連合、昨年の4月から事務局長を務めております山崎と申しますどうぞよろしくお願いいたします。

##### ○上田鳥取中部ふるさと広域連合環境福祉課長

同じく環境福祉課長をしております上田と申します。よろしくお願いいたします。

##### ○山崎鳥取中部ふるさと広域連合事務局長

では、着座にて説明をさせていただきます。お手元に配付をさせていただいておりますごみ処理手数料の改定についてという資料に沿って御説明をさせていただきますが、皆様御存じかと思いますが、広域連合の制度については、ちょっと若干御説明をさせていただければと思います。

広域連合、以前は中部広域行政管理組合と言っておりましたが、平成10年に広域連合のほうに衣替えをした組織でございます。共同事務の処理というところで行っておりますが、ごみ処理、あるいは、し尿の処理、さらには火葬、それから消防、こういった12の事務を扱っております。地方自治法上、広域連合において処理する事務につきましては、構成する市町村からはその事務が取り除かれるということで、二重にならないようにというような手続になっております。

ただ、広域連合の制度、制度といいますか、広域連合の仕組みですね、選挙の方法であるとか、あるいは、いろいろ事務の取扱いについては、規約ということで取決めがされております。この規約につきましては、広域連合のほうで変更することができません。これは市町のほうで議会のほうの議決をいただいた上で、広域的な事務を追加するとか廃止するとか、そういったものは決定をいただくということになっております。ただ、広域連合事務として取り扱うこととなったものについては、広域連合の中において、条例等を定め、その中で整理をしていくというようなことになっております。

今回のごみ処理手数料につきましては、手数料等の条例を持っておりますので、そちらのほうで、広域連合の議会のほうで改正等、これまでずっと行ってきたという中でございます。ほうきリサイクルセンターが竣工しまして、稼働を始めましたのが平成の8年でございました。そのときから既に手数料というものを頂いておりますが、当時の考え方として、大体直接持込み、あるいは事業系のごみ、こちらが大体4分の1程度、25%ぐらいになるようにということで、ある程度料金設定をしていくというようなことでスタートしております。

資料のほうの1ページにも書いておりますように、近年、燃料の高騰、諸物価の高騰、こういったものを受けまして、運営経費がどんどんどんどん上がっているという状況がございます。このまま進んでいきますと、当初25%程度お持込みで頂いていた分が、恐らく10%程度になってしまうと。もう既に2割を切っていくというような感じになってますので、その辺りは、じゃあどこが負担をするかっていうことになると市町で、それも特定財源があるわけではございませんので、当然一般の持ち出しですね、一般財源の持ち出しというようなことになっております。このようなアンバランスが生じているという中で、前は平成20年に料金の見直しをしておりますが、それ以来、15年ぶりということになります。今回、大幅な値上げをせざるを得ない状況になったということで、値上げをさせていただいたというところでございます。

1ページに改定の経過ということで書いておまして、当広域連合におきましては、料金の改定につきましては、料金等の審議会、こういったものを設置をして行うということで、これまで取扱いをしております。この辺りの取扱いについては、それぞれ自治体で違うものがあると思います。また、当然、今まで手数料を取っていなかった部分を新たに取り戻すということになると、もっと煩雑な、煩雑といいますか、しっかりと情報を出していくっていうようなことも必要なのかなというふうには思っていますが、今回値上げということで、これまでどおり審議会ということでさせていただいたものでございます。

記載しておりますように、令和5年の9月15日、それから、そこから2か月間手数料等の審議会、審議をいただきました。その中で答申をいただいたものを副市町長会議、あるいは広域連合会議と、この広域連合会議と申しますのは、各市町の首長さんが集まられまして議論をいただくという会議でございます。こちらで協議を行っていただき、最終的には1月の29日、こちらである程度首長の方針が決定をしたということでございます。

その内容につきまして、2月に入りましてから環境福祉常任委員会ということで議会のほうに御相談というか、御説明をさせていただきました。また、2月の14日には全員協議会ということで、そちらのほうにも御説明をさせていただいたというような流れでございました。

最終的に、3月の8日、こちらの第1回の定例会におきまして、条例の改正案を可決いただいたというところでございます。

おはぐりいただきますと、2ページでございますが、一番上に手数料等審議会の委員さん、名簿を載せていただいております。いろんな団体から出ていただいているとい

うようなことではございます。商工会議所であったり、消費者の会であったり、住民代表、あるいは学識経験者、こういったところで構成をさせていただいているというようなところでございます。

審議会の場合でも様々な意見がありまして、1回目はかなり値上げっていうことについて、否定的といいますか、そういった意見が多かったようでございます。かなり詳細な資料を提出してくれというようなこともありまして、別に細かい資料を、今後、経費見込みですね、処理に係る経費見込み等がどうなっているのか、その実態、そういったものを見せてくれということで試算したもの、内訳、そういったものをお送りさせていただき、改めて慎重に議論をいただいたところでございます。

当初、値上げ自体については、なかなか否定的であった雰囲気ではありましたが、やはりこれほど一般の、市町からの負担金、いわゆる住民の方が負担される税金と直接持込みされる部分の負担割合が乖離していくというようなことになると、これはやはりまずいなど、問題だなということがございまして、最終的には答申の中である程度、かなり思い切った値上げというようなところで答申が出てまいりました。答申に対して、ある程度首長の会議の中では少しちょっと緩和をしていこうというようなこともありながら、最終的に執行部案としてまとめたというような経過でございます。

2ページの1以降につきましては、担当課長のほうから説明をさせていただきます。

○井川委員長

上田課長。

○上田鳥取中部ふるさと広域連合環境福祉課長

それでは、2ページ目1のごみ処理手数料の改定について説明をさせていただきます。

(1)のごみ処理手数料設定の概要でございます。ほうきリサイクルセンター供用開始当時、ごみ処理経費の4分の1を搬入者が負担し、残りを市町に負担していただくということで設定をしているというものでございます。

次に、(2)ごみ発生量の今後の見込みでございます。今後のごみの量、これ、推計になりますけれども、それについては、この2ページ目の中ほどのグラフのとおりでございます。人口減少の影響によりまして、ごみの減少ということで傾向が出ております。

次に、(3)のごみ処理の今後の見通しについてでございます。アでございます。人口減少に伴い、ごみ排出量は減少することが見込まれるため、現行のごみ処理手数料では、不可燃物処理手数料の大幅な増額は見込めません。イ、リサイクルセンターは供用開始から27年が経過し、今、28年目を迎えておりますけれども、老朽化に伴うメンテナンス費用が多くなってきております。あと、ウでございます。人件費や諸物価の高騰によりまして、ごみ処理にかかる経費は全体的に上昇しています。令和10年度には、現在、令和4年の決算ですけれども、約7億7,000万円のものが、9億2,700万円ほどになるということで、約1.2倍になるということを見込んでおります。あと、エ、有害ごみなどの新しい分別品目の導入によりまして、新たな処理経費が発生しております。

続きまして、次のページの3ページになります。(4)ごみ処理費用等の今後の見込みというところでございます。平成24年度から令和4年度の実績と、令和10年度の試算の結果から、ごみ処理費用とごみ処理費における財源内訳等について、このページの中ほどのグラフを作成しております。このグラフについて説明をさせていただきます。まず、棒グラフでございます。これは年度別のごみ処理費用を表しております。棒グラフの上のほうに書いてあります数字については、年度別のごみ処理費用の総額を表しております。棒グラフは、ごみ処理費用の内訳を性質別に色分けをしております。この赤い色は、ごみ処理費用の、これは事業系の一般廃棄物排出事業者や、直接リサイクルセンターにごみを持ち込む方から頂戴するごみ処理手数料の額でございます。緑につきましては、市町から頂戴しております連合負担金の額になります。青の部分につきましては、施設

で回収した鉄、アルミなどの売却益などということで、その他の収入額ということで記載をしております。折れ線グラフにつきましては、先ほど性質別に色分けをしたものをパーセンテージで表したものになります。

まず、棒グラフを御覧いただきたいと思います。ごみ処理経費は、令和元年度は約4億8,000万円、令和4年度は約7億7,000万円という金額になっております。令和元年度と令和4年度を比べますと、市町の負担金、すなわち住民さんの負担というところになりますと、約2億9,000万円の増加ということになります。この増加分は、棒グラフの緑色の部分がぐっと増えてるということで確認していただけるものと思います。あと、令和10年度には、令和4年度のごみ処理費用よりもさらに約1億5,000万円の歳出増を見込んでおります。というのがこの棒グラフになります。

次に、折れ線のグラフでございます。赤色の折れ線グラフは、ごみ処理手数料の収入の割合になっております。令和元年度までこの割合は大体30%というようなことでしたけれども、令和2年度以降になりますと、17%前後に低下をしております。さらに、この令和10年度には、13%にまで低下をするということを見込んでおります。次に、緑色の折れ線グラフですけれども、これは市町負担金の割合となっております。令和元年度までは約66%の割合でございましたけれども、令和2年度以降は80%台に上昇し、さらに令和10年度には、このごみ処理の経費全体の85%にまで上昇するということを見込んでおります。ということがこのグラフから確認をしていただけるというところでございます。

次に、ごみ処理費用等の今後の見込みということでございます。これまでの決算や今後の見通しを考慮して、現在のごみ処理手数料、今後のごみ処理量、今後の物価等の見通しを基に令和10年度のごみ処理費用を試算した結果、令和10年度は令和4年度に比べて約1億5,000万円以上の歳出増が見込まれます。人口減少に伴うごみの減少や、今後の人件費・諸物価の高騰、施設メンテナンス費の増加等々を考慮いたしますと、歳入に占める不可燃物処理手数料の割合の減少と、市町負担金の割合の増加が見込まれるというところでございます。

このグラフの基となる数字につきましては、次のページの4ページになりますけれども、こちらに運営費の経過と見込み、あと財源の比較というところがございます。

次に、4ページの(5)のごみ処理手数料の検討についてでございます。先ほど説明したように、ごみ処理施設の運営費用の上昇が今後も継続する見通しの中で、将来的に市町負担金の増加が懸念されることから、ごみ処理手数料の改定について、鳥取中部ふるさと広域連合手数料等審議会に諮問をし、審議をしていただきました。審議の結果でございますけれども、運営費の上昇が今後も続く見通しであり、様々な要因が重なり市町の負担金が増加し続ければ、今後、各市町における公共サービスの提供に支障が生じる可能性が高くなるということから、ごみ処理手数料の改定を行うことが適当であると答申をいただいたものでございます。

答申の概要につきましては、5ページ目の上段になります。まず、改定額の設定の考え方でございますけれども、市町の負担金を令和4年度の水準ということで維持していこうというものでございます。それを基に試算をした結果でございますけれども、市町の負担金、令和4年度の実績でいいますと6億2,985万1,000円でございますけれども、それが10年度には、手数料改定をいたしますと6億3,387万9,000円になるということです。不可燃物処理手数料につきましては、令和4年度の実績で1億2,167万7,000円というところですが、これを手数料改定により2億7,211万9,000円と、1億5,169万7,000円の増に持っていこうというものでございます。

参考というところでございますけれども、この試算を基に細かな手数料を設定いたしますと、現在、10キログラム当たり125円の処理単価を設定している可燃ごみですけれ

ども、2.48倍の310円にしましょうということで答申をいただいております。

次に、イの広域連合会議等での協議でございます。この答申を踏まえまして、広域連合の会議等でごみ処理手数料の改定について協議をしていただきました。ごみ処理手数料の改定について、金額や理由、施設の老朽化によるメンテナンス費用の増加、他圏域との料金比較、段階的な引上げ案などについて説明をさせていただきました。引上げ額がかなり大きくなることから、慎重な意見がございましたが、協議の結果、手数料等審議会の答申を尊重することでまとまりました。また、この引上げ額がかなり大きなことから、ほうきリサイクルセンターにごみを搬入する方への影響を最小限に抑えるため、令和8年までの3年間で段階的な引上げによる改定を行うということになりました。この手数料の段階的などころでいいますと、令和6年の10月1日から新しい料金を適用していくということで、令和7年の3月31日までは、可燃ごみで説明しますと、現在125円が180円に値上げをするというところです。次の令和7年度になりますと240円で、令和8年度以降がこの答申にありました310円ということで改定をさせていただくということでございます。

最後、ごみ処理手数料改定後の評価というところでございます。令和10年度の施設の運営費全体額は9億2,721万円というふうに見込んでおります。令和4年度の決算よりも1億5,169万円の増加となります。現在のごみ処理手数料の場合、令和10年度の財源は市町負担金が7億8,154万円というふうなことになります。不可燃物処理手数料については、今の手数料のままだとそう変わりなく1億2,445万円ということになり、全体の13%ということになりますが、一応、手数料を変えることによりまして、市町の負担金については令和4年度に比べて約1億5,169万円減少となり、手数料のほうはその同額が増加となります。一方、ごみ処理手数料を改定した場合ですけれども、令和10年度の財源は、市町負担金が6億3,387万円、これが全体の68%になります。また、不可燃物処理手数料は2億7,211万円、全体の29%となります。これによりまして、市町負担金は令和4年度と比べて402万円の増加に抑えられるということで、市町の財政負担が軽減できます。

ごみの排出事業者や個人でごみを持ち込む住民のごみ処理費の負担が増えますけれども、処理費用を意識していただくことで、ごみの排出抑制や適正分別への意識が高まることを期待しております。

あと、次のページ以降になりますけれども、運営費の経過と見込みということで、改定後の見込みのほうを掲載しております。

3番、その他になりますが、こちらにつきましては、近隣、鳥取県内の施設でのごみ処理費用ということで料金比較をさせていただいておりますので、参考までに御覧いただけたらと思います。

以上でごみ処理手数料改定について説明を終わります。（発言する者あり）では、終わります。このたびの改定については、持続可能で安心・安全なごみ処理を維持するために必要なものというふうに考えておりますので、議員の皆様には何とぞ御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○井川委員長

ありがとうございました。

そうしますと、これより委員の皆さんより質疑を受けたいと思います。ある方は挙手にてお願いいたします。

前田委員。

○前田委員

説明をいただきましたけれども、広域連合が、うちの議会の代表の2人が出て決める広域連合のことですので、ちょっと経過というか、そこをちょっとお聞きしたいんですけども、まず、陳情書のほうにも載っとるんですけども、まず、手数料と審議会の委員

さんが、有識者とはさっきは言われましたけども、内容をよく理解できてない方が多いのではないかと。確かにこのメンバー表を見ますと、ふだんごみとかに意識はあっても、そういう手数料だとか、ふだんそういう、例えば各市町村の広域連合への負担金だとか、そういうことを知っとるような者がほとんどいないような気がするんですけども、まず、このメンバーの構成がずっと変わらないのかもしれないんですけども、なぜ当事者、当事者は入れないんですけども、なぜそういう詳しくそんな方があんまりいないのかなというのがちょっと不思議なんですけども。

○井川委員長

山崎局長。

○山崎鳥取中部ふるさと広域連合事務局長

御質問いただいた点なんですけど、やはり学識経験者であるとか、いろんな方がいらっしゃいますので、その辺りはできるだけしっかりと説明をさせていただいて、このからくりっていいですか、そういったものが御納得いただけるような内容をしっかりとのみ込んでいただいた上で、議論をいただいたと思っております。かなり出される意見についても、具体的に設備の内容ですとか、それから修繕の現状だとか、そういったことも出てきたように記憶しておりますので、その辺りは、分からない方かもしれませんが、元は。委員会の中では事前に説明をさせていただくこともありますし、そういった形で適正に扱ってきたというふうには考えております。

○井川委員長

前田委員。

○前田委員

この料金改定とかをされる場合に、この審議会の委員さんというのは、もう前からメンバーは、大体こういうところの代表の方、こういう商工会の代表の方、女性会の代表の方、自治会長の代表の方って、前からこういうメンバー構成で決まってるんですか、その場でやっぱりどういう方がええでないかというところで、あと、公募をされとられるかもしれないですけど、もしも公募されとられるとしたら、どの方が公募員なのかというのも一緒に教えていただけたらと思います。

○井川委員長

上田課長。

○上田鳥取中部ふるさと広域連合環境福祉課長

委員の構成につきましては、鳥取中部ふるさと広域連合手数料等審議会の設置条例という中で、学識経験者1名、地域代表者が5名、あと各種団体の代表者ということで4名という構成に、その条例の中で定めがございます。今回、手数料の審議会の委員さんを選ぶに当たっては、まず、各市町の担当課のほうに、各地域の代表者ということで推薦いただくようにという形で推薦をいただいております。各種団体につきましては、まずちょっと広域連合長に相談をかけながら、こういった団体の方はどうでしょうかということで協議を重ね、推薦団体を決め、推薦いただいたというところです。あと、学識のほうについては、地元、鳥取短期大学の先生にいただいたということで、この10名で構成をさせていただいているというところでございます。あと公募委員につきましては、特に公募するという手続は取っておりません。以上です。

○井川委員長

前田委員。

○前田委員

分かりました。そこでちょっとお聞きするんですけども、公共料金の値上げっていうと、我々北栄町の議会もですけど、至るところの議会が周知期間を設けて値上げっていうのが普通のやり方ですね。そこで、新聞にも載ってましたけども、そういう周知の期

間もなかったようですけども、まず、この審議会のほうの方の中で、周知期間を設けてはどうかみたいな意見は出たのでしょうか。

○井川委員長

山崎局長。

○山崎鳥取中部ふるさと広域連合事務局長

審議会の中では特に周知期間を設けてっていう議論はございませんでした。あくまでも料金の改定について、額を定めて答申を行うという作業でございました。実際、周知期間を設けようっていうことは、副市町長会議であるとか、最終的に広域連合会議のほうで、先ほど資料の中にもございましたように、値上げの額がそれなりに大きいので、段階的に。中には、もう12月議会で改正をして、4月からというような意見もあったり、あるいは7月から上げてはどうかっていう意見もあったんですが、それではちょっとあまりにも短いのではないかというようなことはございまして、最終的には10月、半年あれば何とかその期間でいけるんじゃないかと、十分な期間であろうということで設定がなされたというところでございます。

○井川委員長

前田委員。

○前田委員

ちょっと途中が聞き取りづらかったので、聞こうかなと思ったのは、広域、まあ審議会とはまあそうで、今度はそれを議決した議会ですね、広域連合の議会、まあいわゆる委員会付託なので、環境の委員会に付託されておられるんですけども、そこではそういう、まあそこにはもう議員ばかりが出てますので、さっきも言ったように議会っていうのは大体、周知期間を設けるもんだよっていうのは大体意見としてはよくあるんですけど、その広域連合の議会の中では、そういう意見はなかったのか。

○井川委員長

山崎局長。

○山崎鳥取中部ふるさと広域連合事務局長

期間については、具体的にどのぐらいっていうところの話は、すみません、執行部の提案としては、半年間を猶予期間といいますか、持っているの、そこについて、まあ十分だろうというような認識をいただいたというふうに思っております。

○井川委員長

前田委員。

○前田委員

陳情書を見ますと、上げることに反対をしておられるわけではなさそうなんです。実際、先ほどの説明でもありましたけども、令和元年までは、30%ぐらいの持込みの事業者の手数料だったのが、このままの金額でいけば、持込み業者の手数料は令和10年には17%だということですので、確かに持ち込まれる方の費用負担というのは、30%が妥当かどうかは別にしまして、17%というのはちょっと妥当性に欠けるなとは私も思いますので、なんですけども、それは多分、ごみ処理業者さんも当然分かっておられて、負担を求めることに対してはあれなんですけども、こうやってもう少し猶予を持ってほしいっていう陳情の中身ですので、私も少し広域連合出とったときには、やっぱり委員会で大分意見は言ってきましたけども、やっぱり議員ももうちょっと言うべきだったんじゃないかなとは思ってますけども、そういう意見はなかったようですね。

あと、もう1点、2点ありますけども、広域連合として、今、ごみ処理の軽減化は、各市町村、村は今ないんですけどね、各市町が一生懸命いろんなことをやるんですけども、広域連合としてはあまり何かを、ごみ処理を、ごみの処分量を軽減してくださいね、こういうことをしてくださいねっていう、広域連合としてはほとんど何もしていないような

気もするんですけども、何かしとられましたかいね。

○井川委員長

上田課長。

○上田鳥取中部ふるさと広域連合環境福祉課長

ごみ減量の取組につきましては、この1市4町さんと広域連合が共同で取り組んでおります。最近では、我々の広域連合のほうで、新しい分別についてリードをさせていただいておりまして、直近では、有害ごみの分別回収につきましては、広域連合がリードして市町さんと一緒になって取り組んだという経緯がございますし、あと、小型家電のリサイクルというようなものも広域連合のほうで主体で進めさせていただいて、分別回収をスタートしたというような状況でございます。

○井川委員長

前田委員。

○前田委員

分かりました。最後にちょっと1点、ちょっと私の意見として、今、御説明をいただきましたけども、日本海新聞の中に、ちょっとごめんなさい、今、資料を出してないんですけど、どちらかの方のコメントで、手数料値上げは議会の議決を待つ必要があったというふうにコメントをしておられるんですね。そうすると、我々もよく議会の議決をしてから値上げするには、やっぱり周知期間を設けてくださいねと、いわゆる議決をした次の月から上げるなんて乱暴だねみたいなことで、やっぱり周知期間を設けてというのがあったので、やっぱり議会の議決をした後に、もう少しごみ処理業者さんと、いつぐらいがええだろうかなみたいな、いわゆる、その日は決めて議決をしちゃいますんで、いつぐらいがええかなんていうことは、後からはできないんですけどね。ただ、もう少し丁寧なごみ処理業者さんとやり取りがしっかりあれば、こういうこともなかなかなかったのかなと思うんで、今後のことも含めて、広域連合の中ではどういうふうな話し合いがなされているのかなっていうところを最後お伺いしたいと思いますけど。

○井川委員長

山崎局長。

○山崎鳥取中部ふるさと広域連合事務局長

確かに、4月以降といいますか、まあ3月以降ですね、こういった業者さんの動きがございますので、いわゆる副市町長会議ですとか、連合会議の中でも、ある程度事前に業者の人には情報を出してというようなことも、何らかの形ですする必要もあったかなというようなことは意見としてはありましたので、今後、また令和8年には改めて審議会を開きまして、また、その時点の現状において、どういう額の設定が妥当か。今、運営経費っていうところだけを見て乗っけてますんで、審議会の意見としては、例えば整備の費用、そういったものも含めて乗っけてはどうかっていうような意見も、**仮想料金**としてはあったりということがございましたので、そういったことで令和8年度改めて見直すというようなことになった場合には、そういったことも念頭に置きながら、事前に情報を提供させていただきながらというようなことはする必要があるなと思っております。

○井川委員長

そのほか、ありますでしょうか。

町田委員。

○町田委員

この手数料の改定についての説明書（ごみ処理手数料改定について）の6、7ページに、改定になった場合の改定手数料が載っています。可燃ごみとか粗大ごみとか不燃ごみ、瓶、結構大幅に上がってますけれども、最後の缶及びペットボトルというところは、ほかのところと比べてずっと少額なんですけれども、80円とか。どういう理由なのですか。

○井川委員長

上田課長。

○上田鳥取中部ふるさと広域連合環境福祉課長

中部地区の住民さんの出される缶と瓶は、ふだんから御家庭で飲んだ後、きれいに洗っていただいているということで、我々、処理のほうに手間がかからないということで、この安い料金設定をさせていただいております。

○井川委員長

町田委員。

○町田委員

理由は分かりました。それで、先ほどいろんな値上げの金額を見てみますと、ほかのところと大幅に違うんですけれども、東部とか西部とかは値上げとかなんかは考えておられるんでしょうか。中部だけがっていうことですか。

○井川委員長

山崎局長。

○山崎鳥取中部ふるさと広域連合事務局長

御覧いただきますように、東部、西部につきまして、ちょっと料金がかなりばらばらしております。それぞれの事情があるということになります。東部につきましてはリンピアいなばという、それこそ昨年ですかね、一昨年ですか、オープンした施設でございまして、こちらは売電の、いわゆる発電をしています、熱で。その売却益が年間2億円程度あるというようなことで、特にその手数料まで転嫁しなくてもいいというような判断をされているということでございます。大きなところでは米子市がありますが、米子市は今いろんなことで、御存じのとおり新たな施設の建設に向けてちょっともめてるという事情がありまして、その中で値上げの話っていうのは今ちょっと出ないなというようなことで、今あまりされてないという状況でございます。中部につきましては、先ほどありましたように、もうほうきリサイクルセンター、28年、稼働開始から経過しております。通常このような施設は15年ぐらいが耐用年数というようなことになっておりまして、実際に平成24年から26年の3年にかけて大規模な改修を行ってます。中の設備を新たなものに替えて使用電力量を落とすとかっていう、そういった改造を行いました。これが3年間で19億円かかっています。今まさに2回目の延命化の工事をする必要がございまして、これも恐らく20億円程度かかるんじゃないかなというふうに考えています。ただ、こういったものについては、手数料として頂いているものではなく、あくまでも運営費ってところで頂いているっていう状況でございまして、少なくとも事業系の一般ごみにつきましては、排出事業者が自らきちっと処分をするという、そういう責務がございまして、ただ、中部ではほうきリサイクルセンターに持ってきていただくしかないんですが、その辺りどうしてもこの料金でお願いをせざるを得ないなというところでございます。以上でございます。

○井川委員長

町田委員。

○町田委員

事情は分かりましたけれども、なぜ尋ねたかっていいますと、老朽化とかいろいろ問題はあるんですけれども、燃料費の高騰はどこも同じではないのかなと思ったので、ちょっとお尋ねいたしました。

それから、もう一つよろしいですか。

○井川委員長

はい、どうぞ。

○町田委員

審議会の答申で、ごみとか処理費用を意識していただくことで、ごみの排出抑制や適正分別への意識が高まることが期待できまうと書いてあります。これはやっぱり、何ていうんですか、啓発というのか、大分強力に市町村の方に強く言わないと分かっていただけないと思うんですけれども、そういう方法とか、そういう啓発方法とかはそちらのほうでは考えておられるでしょうか。

○井川委員長

上田課長。

○上田鳥取中部ふるさと広域連合環境福祉課長

啓発方法につきましては、私たち現場のほうでいわゆる業者さんが持ってきたごみの展開調査というようなことで、袋を破って中を見えるというようなことをしております。その中に、例えばリサイクルのできる新聞紙が入っていたりとか、ペットボトルが入っていたりとかってというようなことがございますんで、そういったことを出された方に、こうでしたよと、ペットボトル入ってました、新聞入ってましたということをお伝えしながら、きちっとした分別に取り組んでいただくように努力していこうというふうなことでしております。

あと、一般ごみ、家庭ごみについては、環境パトロールということも実施しております。今月ですけれども、北栄町のほうでもパトロールを行います。その中で、家庭ごみの出し方についてしっかりと、町長さんに出ていただいたりしながらチェックをさせていただいて、悪いところがあれば広報のほうで流していただいたり、TCCのほうで取材来ていただいたら、こういうのはいけませんよというようなことを説明させていただいたりしながら、適切な分別ということを啓発してまいりたいというふうに思っております。以上です。

○井川委員長

町田委員。

○町田委員

今までもずっと町報とかにずっと詳しくごみの出し方なり分別の仕方もずっと書いてあって、町民には分かるはずだと思うんですけれども、それでもやっぱり、今でもやっぱりこの地区の係の方が、ちょっと間違えて出してありましたよとか、まだいまだに放送があつたりするんで、分かってない人は分かってないんだなという感じで、今までも随分いろんな啓発はしておられるんですけれども、やっぱり市町村と協力してもっともっと厳しくというか細かくというか、啓発していただきたいと思います。以上です。

○井川委員長

上田課長。

○上田鳥取中部ふるさと広域連合環境福祉課長

承知いたしました。

○井川委員長

そのほかありますでしょうか。

津川委員。

○津川副委員長

資料の2ページになります。手数料等審議会の委員のことで、先ほど前田委員のほうからもありましたが、この委員10名につきましては委嘱をされたというふうにお伺いしました、公募とかってではなしにされたということで、その中に業者さんのほうからは、審議会の事業者代表の委嘱もなくってというふうで。そういうこの審議会等にもでも参加したいんだというふうな意向があります。その中で、手数料条例っていうのがあって決められたってことなんです、その手数料条例には業者が入るという余地はあるんでしょうか、ないんでしょうか。

○井川委員長

上田課長。

○上田鳥取中部ふるさと広域連合環境福祉課長

収集業者がこの審議会の中に入れるかどうかという御指摘かと思います。言ってみれば利害関係の方になりますんで、なるべくそういった方はちょっと入っていただかないようにということで、この資料に書かせていただいております委員構成とさせていただいております。ただ、実際に事業系一般廃棄物の排出事業者さん、企業さんですね、会社さんとか企業さんの関係でいいますと商工会の方に、ちょっと近いところなんで、そういった方々の御意見も伺いたいということで商工会の方にも入っていただいたというところでございます。以上です。

○井川委員長

津川委員。

○津川副委員長

もう1点、設立当初から費用の4分の1を納入業者が負担するということでスタートしてましたということで、ただ、令和2年度から急激に処理費用が上がってきたその理由は、メンテナンス費用が通常のメンテナンス費用に変わって5億円になってきたとか、あるいは物価が上がったんだというふうなことで、3ページの棒グラフ、説明がありましたが、令和2年度から急激に増えて、それも年々増えてるという状況がうかがえます。その中にあって、この値上げの話が出てきたんだろうなと思いますが、これらのことはもう少し丁寧に説明されたほうが理解が得やすいんじゃないかと思うんですが、通常のメンテナンスが始まったってということ辺りの説明をもう一度詳しくお願いできたらと思うんですが。

○井川委員長

上田課長。

○上田鳥取中部ふるさと広域連合環境福祉課長

ほうきリサイクルセンターでは、事務局長も先ほど触れましたけれども、大きないわゆる機械の入替え工事、大規模な改良工事というものを平成24、25、26年度、3か年かけて行っております。その大きな機械を入れ替えたということで、平成27年度から令和元年度まではその部分のメンテナンスが少なくて済んだというところでございますが、5年もたちますと通常のメンテナンスを始めないと、その入れ替えた機械も正常に動かないということになりますんで、また令和2年になりますときちっとしたメンテナンスを開始したということで、この費用のほうがぐっと上がったというものでございます。あと、燃料費につきましては、かなり高騰しております。電気代につきましても、一番安いときに比べて倍近くの金額になっております。最近では、5月の中頃ですけれども、7月からの中国電力さんの値上げということでいいますと、大体14%ぐらい電気代も上がるというような状況でして、この値上がりになかなか我々のほうも追いついていけないということがございますんで、このたびの手数料の改定ということでお願いをさせていただくものでございます。

○井川委員長

いいですか。

そのほかありますでしょうか。

ないようでございますので、以上で参考人に対する質疑は終了いたします。山崎局長、上田課長、御苦勞さまでございました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

では、しばらく休憩をいたします。2時から再開をいたします。

(13 : 52) 【山崎鳥取中部ふるさと広域連合事務局長、上田鳥取中部ふるさと広域連合環

境福祉課長 退場】

(13:52～14:01)【休憩】

(14:01)【市部二朗鳥取県中部清掃事業協同組合代表理事、杉岡裕敏鳥取県中部清掃事業協同組合組合員 入場】

・参考人意見陳述（中部清掃事業協同組合）

○井川委員長

そういたしますと、休憩前に引き続きまして再開をいたします。

続きまして、陳情第2号、ごみ処理手数料改定の見直しを求める意見書の提出について、参考人として鳥取県中部清掃事業協同組合代表理事、市部二朗さんと、組合員の杉岡裕敏さんにお越しをいただいております。

これより、陳情に対する御意見をお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。御意見を拝聴する前に、進行方法について申し述べますと、参考人から5分程度の意見を述べていただき、その後、委員から参考人に対し質疑を行うこととしております。なお、参考人に念のため申し上げますが、御発言の際にはその都度、委員長の許可を得て御発言くださいますようお願いをいたします。また、参考人は、委員に対し質疑をすることはできないことになっておりますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、市部さん、杉岡さん、よろしくお願いいたします。

○市部鳥取県中部清掃事業協同組合代表理事

失礼します。鳥取県中部清掃事業協同組合、市部といいます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。資料の説明の前に、先月提出させていただいた陳情書の要点部分をまとめましたので、読ませていただいてから資料の説明を行いたいと思っております。

先月、5月16日付で北栄町議会議長、野田秀樹様宛てに、ごみ処理手数料改定の見直しを求める陳情書を提出させていただきました。内容といたしましては、令和6年3月下旬に、鳥取中部ふるさと広域連合よりごみ処理手数料改定の通知がございました。通知には、本年10月に、例えば可燃ごみについて現行125円が1.44倍の180円、段階的に引上げ、令和8年度には310円と現行の約2.5倍となる内容が記されておりました。この通知文を目にするまで、収集業者はこの価格改定を知る余地もなく、いきなり本年度途中より、しかも短期間での大幅な値上げに驚いた次第です。また、排出事業者の方は、令和6年4月10日発刊の日本海新聞の記事で初めて知った方も多いと思います。昨今多くのコロナ支援策が打ち切られ、ごみ処理受諾料の回収が困難な排出事業者が出始める中、ごみ処理手数料を支払いする収集業者が価格転嫁できなければ経営が圧迫するのは必至です。他県の自治体では、環境省が示す一般廃棄物有料化の手引きを参考に、ごみ処理手数料の改定を行っております。ごみ処理手数料の改定の際には、住民や事業者の意見を反映し、十分な啓発期間をかけて慎重な対応をしているところが多い状況です。環境省の一般廃棄物有料化の手引きは、廃棄物処理法第5条の2第1項、廃棄物の減量、その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針を基に、広域的な見地からの調整を行うことを目的に作成されたもので、極めて民主的な手段でごみ処理手数料の有料化や見直しがなされるよう示されています。しかしながら、このたびの手数料改定手続は、環境省の手引きが示す住民及び事業者との事前説明会や意見交換、意見聴取がなされていないだけでなく、審議会への事業者代表の委嘱もなく、事業者の意見を伝える機会が全く与えられておりません。したがって、ごみ処理費用がかさむ中で、ごみ処理手数料を改定することについては一定の理解はしますが、改正手続に当たっては事業者としての意見を何とぞ考慮いただき、改定期間及び改定金額についてもっと緩やかな経過措置による段階的な改定となるよう、鳥取中部ふるさと広域連合に対しごみ処理手数料改定の見直しを求め、下記事項について地方自治法第99条によって意見書を

提出いただきますよう陳情いたします。

陳情の内容といたしましては、1、ごみ処理手数料の改定時期を令和7年度以降の年度当初からとしてください。2、ごみ処理手数料の段階的な引上げ額及び引上げ期間をもっと緩やかにしてください。以上が陳情を出した要点をまとめたものになります。以上です。

○井川委員長

では、以上で参考人の説明は終わりました。

これより、委員の皆さんの質疑を受けたいと思います。質疑のある方はお願いをいたします。

ございませんか。

前田委員。

○前田委員

ちょっとこの陳情書の中で、私の理解と一緒になのかどうかというのを確認がしたいんですが、陳情書の中の8行目、9行目かな、「昨今多くのコロナ支援策が打ち切られ」というところからなんですけども、ごみ処理受託料の回収が困難な排出事業者も出始める中、手数料を支払いする収集業者が価格転嫁できなければ経営を圧迫すると。日本海新聞でも、市部さんのところもこの間、例えば改定をしてもらったのにまたすぐ改定かっていうのは言いにくいとかっていうふうなことも書いてあったのを読みましたが、ちょっと確認をしたいのは、今いわゆる排出事業者、ごみを出す事業者さんが、コロナの対策があったから別に出せれとったわけではないんですね、ごみが。なので、今、事業者さんのほうも、5類になって、事業者ってごみ収集業者さんじゃなくて排出事業者さんですけども、も、今になってちょっと景気は中部は悪くなってきてますけども、基本的にはもうコロナ前の生活に戻って商売的にもそういうふうにとられるところがある中で、もしもそれをなかなか収集業者さんのほうとしてはもう上げてくださってもうよう言わないと。その差額は結局自分たちが実費を切るしかないっていうことを言っとられるってこと。まず、それで、そういうことで間違いないですか。

○井川委員長

市部理事。

○市部鳥取県中部清掃事業協同組合代表理事

おっしゃられるとおり、コロナ支援策のときに借入れを起こされた事業者の方とってというのがたくさんあって、これから返済のほうに入っていくということになっており、私たちが受託しているところの、今現実もそうなんですけど、なかなか支払いができないと、滞ってくるという排出事業者さんも出始めてまして、ただ、ごみは回収するんですけど、手数料を払うのは排出事業者じゃなく収集運搬業者の我々が広域連合に払うもので、仮に支払いされてなくてもごみを積んだら広域に手数料を払うっていうことで、その価格転嫁ができないようになったら我々事業者も大変困ってくるということになります。以上です。

○井川委員長

前田委員。

○前田委員

なかなか商売をしていると、ごみを収集した日にそのお金を全額下さいねなんていうことはそらできんわけで、それ一月まとめてなのか半年まとめてなのか3か月まとめてのかはちょっと分からないですけども、その間は大抵商売人は立替えをしとると。そういうところで、気持ちもよく分かるんですけども、この事案自体がやはり北栄町議会をちょっと通り越しとるところの事案でありまして、北栄町議会として採択にするのにしろ不採択にするにしろ、我々の意見が上がったとしてもやっぱり広域連合さんが考え

られないけん事案ではあるんです。そこで、一つというか陳情者さんのほうから出てみすけども、我々が幾ら言っても難しいっていうことに対して、今後、各市町村が議会としてこういう行動に出られた後、広域連合にどういうふうな対応を取られるのかなというのをお聞きしたいです。先ほどね、我々の範疇を超えていきますので、それ以上は。あとはもう事業者さんのほうがやっていく話なんですけども、どういうことを今後の対応として考えとられるかっていうことをちょっとお伺いしたい。

○井川委員長

市部さん。

○市部鳥取県中部清掃事業協同組合代表理事

取りあえずは説明を、排出事業者さんのほうには説明に伺って、こういうことになりましたということを説明して、値上げをさせていただかないと我々事業者も大変になりますんで、それはやっていかないけんっていうことは思っておるところですけど、私の組合のところにでも多い支払い、広域連合に支払ってる金額が、一月に多いところで100万円とか150万円払っとられる事業者もおられます。仮にこれが2.5倍になったときに、年間1,000万円、1,500万円払っておられるところが2,000万円、2,500万円となってきたときに、今の差額の1,000万円、1,500万円を排出事業者さんのほうにお願いして、それが果たしてかなうものだろうかという心配されとる業者もおられます。何とか、私たちの思いは改定時期をもう少し延ばしてもらって、緩やかな上がり率で行っていただけたらお互いがいいんじゃないかなっていうふうには思っるところであります。以上です。

○井川委員長

前田委員。

○前田委員

そこで、先ほどお聞きしたのは、我々の範疇を超えていくところに関しては清掃組合さんとして、広域連合さんに直接やっぱりこのやり取りされないといけなくなるんですけども、そこをどういうふうにしようみたいな、そういう会議の中でですよ、組合の中の会議の中で、やっぱり今後の流れでやっぱりどんどん会合を開いて話し合われると思うんですけど、その辺がどういうふうに、その辺の話合いになってるのかなというのだけお聞きしたいなと。

○井川委員長

市部さん。

○市部鳥取県中部清掃事業協同組合代表理事

この通知が出てから一回、広域連合さんのほうから収集運搬業者のほうに説明会がありました。説明会の内容にいたしましても、まず変えないというような強い意思を広域連合さんが持っておられまして、多分、今、組合の中でも話をしている中でも、なかなか進まない、もうそれ以上進まないということがありましたもんで、このたびこの1市4町の議会さん、広域連合の議会議長さん、連合長さんにも同じように出させてもらって、この先なかなか結果がどうなるかっていうのは、私たちもなかなか覆されないということはよく分かってるんですけど、なかなか広域連合さんの意思も強いもので、ちょっと難しい部分があります。

○井川委員長

前田委員。

○前田委員

最後にお伺いします。先ほど広域連合のほうの資料も読むと、価格が上がることによってごみの排出量を抑えていこうと思う排出事業者さんが増えるだろうということを言っておられます。実際、高くなると我々にしても、市部さん御存じのように事業者です

ので、やっぱり分別をして、こんなんは今までは出しとったけど、こんなんはちょっと分けれるからって言って減らす努力をしていくと思うんですね、されると思うです。そういう、値段が上がることによって収集業者さんとしてはごみの減量化なり分別なりっていうものに対して、今まではもう本当回収するだけがお仕事だったのかもしれないですけども、やっぱりそういうことに対して何か今後啓発なり力なり入れていかれないと、それこそ、そうすると立替金も減りますよね、大分ね。なので、そういう清掃組合としてそういうごみの分別だとか減量化に対する取組みたいなんは何か考えとられますか。

○井川委員長

市部さん。

○市部鳥取県中部清掃事業協同組合代表理事

私たち清掃組合は、9社で組織してまして、全てが1市4町の委託業務をやってる業者でつくっております。ですんで、私どもの組合員っていうのは、全て分別なりなんなりっていうのは専門家でありますんで、全てその啓発っていうのは排出事業者さん、許可業務でやっとなる場合は排出事業者さんのほうにもその旨はお伝えして、今日はなにです、今日はなにを取りますっていう感じで全て分別を行っております。これからは私たちのほうからでも、分別が悪いときっていうのは排出業者さんにも注意は促しますんで、その点に関してはみんなプロでやってますんで、大丈夫だと思います。

○前田委員

分かりました。

○井川委員長

そのほかございますでしょうか。

津川委員。

○津川副委員長

清掃事業者さんということで、組合ということで、その業界のことについて言える範囲でお願いしたいんですが、今回特に問題になっているのが、一般の会社さんなりスーパーだったりそういう事業者から回収したごみを広域連合に持っていくと、その際の処理料については清掃事業者さんが直接支払いされる。だけど、搬出される事業者さんからは、月幾らなのか1台幾らなのかどういった契約になっているのか分かりませんが、一定金額で受けて運搬されているというふうな理解をしているんですが、まずそのところで正しいのかどうかっていうところと、そして、そうするとごみのいわゆる広域連合に支払いする金額については、その運搬料とは直接は反映されていないっていう実態だろうと思うんですね。その中で今後、構想、既に1年先の契約までしちゃってるのに今年度10月から上げられたら困るっていうふうな新聞記事がありますけど、であれば、行政サイドとしても広域連合サイドとしても、やはりそういう事情はきちんと事業者さん、運搬業者さんでなしに排出される事業者さんにも徹底していかないけんでないかなと思ったりするんですよ。それらについては何か要望なりっていうのがあられるでしょうか。

○井川委員長

どうぞ。

○市部鳥取県中部清掃事業協同組合代表理事

言われましたように、私たち排出事業者さんとは年間契約結んで月ぎめで支払いをしてもらっというところになってます。ただ、今、皆さんのところもいろいろ聞いたりすると、やはり月に頂く金額の60%から70%が処理手数料にいつってしまうというような状況であります。なかなか収集運搬代のほうで頂くっていうよりは処分代のほうがかなり比率を高めている状況です。あと、要望とかって、そうですね、先ほども言わせていただきましたとおり、段階的に上がっていくのは仕方ないっていうようなところもあるんですけど、上がり率をなるべく少なくしていつていただきたいというところが今思

つとるところです。以上です。

○井川委員長

津川委員。

○津川副委員長

ただいまの説明の中で、契約者から頂くお金が仮に100万円であれば六、七十万円は広域連合に払う処理料として消えてしまうと。残りの40%から30%の間の部分が車代だったり人件費だったりガソリン代だったりに変わっていくことになると思うんですが、言えるのか言えないのか分かりませんが、業界として大体どれぐらいの目安が処理料として適切だとか、あるいはこうあってほしいとかっていうのはあるんでしょうか。

○市部鳥取県中部清掃事業協同組合代表理事

各社収集運搬、事業系をやられている業者っていうのは、1市4町でかなりの量の数が今ありまして、一概にどれぐらいの単価がっていうのはちょっと分からないんですけど、資料の最後の広島とか東京ではごみ処理手数料を袋代に掛けて、我々は収集運搬するだけの料金だけになってまして、排出事業者さんっていうのはそれ専用のごみ袋を買っていただいて、その袋で出してもらって、それが処理手数料に回るというシステムが取られてまして、私たちもできればそう、金額が上がるのであればそういう具合にしていだけたら今後やりやすいんじゃないかなとは思っております。以上です。

○井川委員長

そのほかありますでしょうか。

前田委員。

○前田委員

ちょっと一つ聞き忘れました。環境省の手引き等がございます。当然環境省っていうところから出てきた手引きですので、それをどうも守らずに、清掃組合さんのほうの陳情とか資料ではそういうことの手引き等の順序を踏まずにやっとなるっていうことです。そうすると、基本は違反なんじゃないかなと思うんですけども、清掃業者さんのほうの気持ちの中にはこれはもう違反だとはっきり思われとるというか、言えるのかどうか、ちょっとそこです。どういう、そのくらいまでもうきっちり意識を持ってやっとなされるか、ちょっとそこを最後お聞きしたいと思います。

○井川委員長

市部さん。

○市部鳥取県中部清掃事業協同組合代表理事

環境省のほうから平成20年6月19日、私たち6.19通知と呼んでるんですけど、この指針の中にでも、ちょっと読ませていただきます。一般廃棄物の処理においても、昨年6月に提示した一般廃棄物会計基準、市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針及び一般廃棄物処理有料化の手引きを活用し、地域住民への情報開示を行い、理解と協力を得ながら3R化を進めるべきであるっていう、こう厳しい言葉で書いてあるもので、私たちは有料化に向けた手順っていうのがこのたびは間違ってるんじゃないかなっていうのが率直な意見です。この有料化にされるときの話がいつから出たのか、私たちには全然分からないんですけど、そのときから一緒になって話をするとか、何かしらあったらこういうことにはならなかったんじゃないかなっていうふうには強く思っております。以上です。

○井川委員長

そのほかありますでしょうか。

秋山委員。

○秋山委員

少し分からないので聞かせてもらいたいんですけども、一般の家庭ごみの場合はごみの袋を買ってそこに入れて収集されてますよね。事業用の排出のごみの場合は袋ではなくって回収されてるって今聞いて、そのようじゃないかなと思ってんですけども、事業者の方が営業するためには一つ袋で回収をしてその運搬コストだけを排出業者に求める方法と、それから今のように排出業者から何がしかの手数料をもらって広域連合に納めるお金との差額を事業収入とされてる方法と、今聞いているとこの2つがあるかなと思って聞いてたんですけども、この中部地区の業者の方とか組合の方は、どちらのほうを望んでおられるのか、その辺のところはちょっと聞かせてもらえませんか。

○井川委員長

市部さん。

○市部鳥取県中部清掃事業協同組合代表理事

委託ごみでまず家庭から出るごみはそれぞれ市町の指定袋に入れてもらって出しているという状況です。また、排出事業者が出される場合は、広域があっせんされてます指定袋があります。それを購入していただいて出される方と、普通の袋に入れて出される方とがおられます。私たちの思いといいますか、処理単価が上がるにつれて処理費用を払う、支払いする我々業者は、2.5倍になってくるもので、できれば私たちは収集運搬代だけを頂いて、手数料はごみ袋に掛けるとか何かしらの方法で広域に排出事業者が支払われるってというような体制に持っていつてもらえたらありがたいと思っております。以上です。

○井川委員長

よろしいですか。

○秋山委員

ちょっと待って。次聞いてください。ちょっとまとめてますので。

○井川委員長

じゃあその間、ほかに意見、質疑ありますでしょうか。ありませんか。

秋山委員。

○秋山委員

袋を制定してもらおうということは、値上がりのリスクを収集業者の方が取らなくていいということになりますよね。だから、こうやって今、収集業者の方が処理場の手数料を払うということは、もうけに対する魅力もあるかも分からないけども、値上がりしたときのリスクは業者の方が取っていかれるわけですよ。要するに、今までの回収費用でしてると、広域連合に払う手数料が上がっていくと、排出業者の値段を抑えると、その差額は収集業者の方が持つということになるから、値上がりのときにはリスクを、それだけの損失を取るということになるから、経営としては不安定な部分がある。値下がりしたときは逆のことが起こるんだろうと思いますけども、値下がりすることはないと思うので、そうするとちょっとこの陳情のところの値上がりをずらすとか緩やかにするという趣旨からはちょっと外れるんですけども、そもそもの考え方についてもある程度訴えていくほうが有益かな、有効かなと思ったりするんですが、どうでしょうか。

○井川委員長

市部さん。

○市部鳥取県中部清掃事業協同組合代表理事

ありがとうございます。おっしゃられるように、私たちもそうしていきたいとします。何とか、排出事業者さんも大変で、この御時世値上がりばかりで大変えらいとは思いますが、何とかそういうシステムのほうに移行していつてもらえれば、私たち業者のほうも負担がなく、そのように行っていきたいと思っております。以上です。

○井川委員長

そのほかありますでしょうか。いいですか。

津川委員。

○津川副委員長

陳情書の中の、先ほど読まれましたけど、このたびの手数料改定手続は、環境省の手引きが示す住民及び事業者と事前説明会や意見交換、意見聴取がなされていないだけでなく、この後です、審議会への事業者代表の委嘱もなくというふうにあります。実は、先ほどこの前段に広域連合の説明を受けました。私、これ問い合わせしましたら、いわゆる利害関係がある者という立場で、その業者さんに入っていただくのはいかがなものだろうかということで入れなかったというふうなお話でした。そういう意見もあってそういう結果になったんですが、このことについて何か御意見ありますか。

○井川委員長

市部さん。

○市部鳥取県中部清掃事業協同組合代表理事

広域からの説明会のときにもこの話が出ました。言われたのが、まさしく業者が入ると利害関係があるということをおっしゃられておりました。とはいえ、私たち収集業者とあと排出事業者の代表の方とかという、せめて代表の方を入れてもらって話を進めていただけてもらったら、ちょっとこんなことにはならなかったんじゃないかなというようなことは感じております。その審議会のメンバーさんも見させていただいたんですけど、説明会のときにも廃棄物に精通された方おられますかっていうその中でも、なかなか広域連合さんのほうも、ううんって首をかしげるような状況でしたんで、やはり廃棄物に精通した方を審議会の中に入れていただけてもらったらよかったと思っております。以上です。

○井川委員長

そのほかありますでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○井川委員長

では、ないようでございますので、以上で参考人に対する質疑を終了いたします。

市部さん、杉岡さん、御苦労さまでございました。

そういたしますと、しばらく休憩をいたします。2時40分から第1委員会室のほうで審査を行いますので、第1委員会室のほうに委員さんはお集まりください。

では、休憩いたします。

(14 : 34) 【市部鳥取県中部清掃事業協同組合代表理事、杉岡鳥取県中部清掃事業協同組合組合員 退場】

(14 : 34～14 : 43) 【休憩】

【場所を第一委員会室に移動】

○井川委員長

そういたしますと、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

これより(引き続き)陳情の審査に入りますけども、まず、委員の皆さんにおかれましては、発言の際にはマイクのスイッチの切替え、よろしくお願いをいたします。

そういたしますと、陳情第2号、ごみ処理手数料改定の見直しを求める意見書の提出についての御意見を委員の皆様よりお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

前田委員。

○前田委員

先ほどもお話しさせていただいたんですが、まず、議会運営委員会でもありましたけ

ども、事務処理としての、北栄町の手務処理としては範囲を超えてる話ではありません。ただ、最終的にはそういうところが上がることによって町民、今後の町の負担分がね、ごみ処理の負担分が増えていくってことはもう、今日の説明をお聞きしてましたけども、今回の陳情の内容だけを審査をするならば、最終的にそういうところも考えながらではありますけども、よく採択か不採択かどっちかだとは昔から言われてますけども、ちょっと事情が事情ですので、私は両方なしで継続でもう少し経過を見たいなという、私は思っております。ちょっと採択、不採択の両方をちょっと今出せれる状況にはないので、継続して審査をしたいなという意見でございます。以上です。

○井川委員長

そのほか。

油本委員。

○油本委員

私、今日は連合の当事者、しかもその環境のほうの委員会におりますんで、一応黙ってはおりましたが、正直その当時2月の常任委員会のときでも、はっきり言いまして事前に説明があったとか、そういうことを連合のほうからも明言はありませんでしたし、それを質問する委員もいなかったのが実情です。それで決まってしまったということで、この陳情の意図はよく分かるんです。日を改めて私とその連合の担当の課に聞きまして、本当に一言も説明がなかったんですかって言ったら、本当にありませんでしたと。一言言っておけばみたいなのを言われた、それは事実、それは一応皆さんに御報告いたします。

私は思ったんですけども、例えば、それは確かに連合のほうにも、前もってそういった案内をしなかったという、それはマイナスといいますか、言ってしまえば、ちょっとした落ち度といいますかね、配慮がなかったというのは言えると思いますが、ただ、それを前もって言ったからといって業者さんの、事業者さんの側が納得されたかどうかというのはちょっと私も疑問です。今、迷ってます、どうしようかと思って。私としては、もうその事業者の理解を得るために説明をしていなかったというのは配慮に欠けるとは思いますが、いわゆる施設の長寿命化ですとか、そのための維持管理及び燃料費の高騰のために使用料の値上げというのはこれ、いずれ避けられないものであると大体、私は認識しておりますので、今のところは。もちろん本当は町に直接というもんじゃありませんけども、一応私としましては、この陳情に関しましては今、不採択のほうに動いております。以上です。

○井川委員長

ありがとうございました。

そのほか。

前田委員。

○前田委員

さっき継続って言いましたけども、継続の期間の間に値上げがされてしまうわけなんです。それも理解した上で基本なかなか取扱いが難しい、ちょっとどっちか決めかねるってところがあるので、8月(実際には10月1日)には値上げにはなっちゃうんですけども、私としては継続だと。その値上げが来ちゃうということをちょっと伝え忘れた。

○油本委員

私もちょっと。

○井川委員長

油本委員。

○油本委員

ついでに、私も。いわゆる値上げまでの周知期間っていうことで半年を設定されて、

一応3月の連合定例会で一応決まって条例制定となって、今、実際に現場にも私行きました。そういった10月1日からこれこれこういう値段に上がりますよということで、料金のちょうど支払いするところですけども、業者さんの誰もが目につくところにもう貼ってあります、条例改正の通告が6か月間の周知期間というのは、例えば本町の例を考えてみますと、タクシーチケットの値上げ、レベルは違いますけどね、ちょうど6か月のインターバルを取ってらっしゃる。ですから、正直、長ければいいとははっきり判断できかねるところもあります。いずれ上がるということであり、ここまで試算がされており、もししなかったらどうなるか、市町の負担が増えるとか、いろいろ加味するに当たり、もちろんメインは6か月の延長ということが気になったんですけども、6か月の延長(周知期間と言い間違えたと思われる)も決してこれは合理性を欠くもんじゃないと私は思ったものですから、もちろん契約した後、の決めた後に言ったと言われれば、それは事業者さんも非常に困惑されるでしょうけども、私としましては、先ほど言いましたように不採択に傾いておるところでございます。以上です。

○井川委員長

ありがとうございました。

では、町田委員。

○町田委員

いろいろお聞きしましたし、(値上げに)反対をしとつてもいずれはそういうふうになるかなと思うので、私は採択でいいと思います。

○井川委員長

では、秋山委員は。

○秋山委員

不採択。

理由としては、やっぱり採択したときにこの値上げが延びたり緩やかになるというその間のコストは誰が負担するかということになると、最終的には町民が、町民というか、1市4町の住民だとかが負担することになるわけだし、必要な設備の改修だとかはやっぱりしていかなきゃいけないわけで、その資金をどこにするか、どこにどこから捻出するかということを考えたり、それから、さっき別の会場で述べたように、収集業者がそのコスト部分をどういうふうに、転嫁するのか吸収するのか分かりませんが、その辺の工夫だとかはしていかなきゃいけないわけで、不採択。

○井川委員長

では、阪本委員はどうでしょうか。

○阪本委員

広域連合側の説明っちゅうのはそのとおりだと思います。ただ、悠長な話じゃなくて、やっぱり全く決まってから何ぼ上げますっていうやり方は、やっぱり今どきいけんじゃないかと思いますしね。やっぱり前もってその議論しますわっていうことがあれば値上げ部分は結局上げないけんけど、その業者にあのまま出しとるといようなことになる、これを日本海新聞に私、見ましたけども、その当時から結局、処理費が2.5%も上がったっていうようなうわさは実はありました。そうすると、今、家じまいだとかが多いけども、そういうのは個人的に業者に頼んで、すごい費用がかかるわけですよ。そうすると、ええ、やめとくかいと、空き家としてもうとにかく投げて出ちゃうということはありやせんだろうか。今、太陽光パネルの問題もありますけども、やっぱり撤去する費用がないからもう投げとくっていう人も実は県内にはいっぱいあるんです。そうすると、空き家そのものが売れんのに、そういったその産業廃棄物、屋根の撤去で最低20万円は撤去費が要ると。ということになると、誰も手が出さん可能性が。だから、本来から言うと、値上げすることはもう仕方がない。だけど、その業者だけに任せるっち

ゆうことになる、どうなるんでしょう。本当に、結局、周知する時間がない、それと同時に2.5%も結局、値上げしましたがつて言たって、恐らくそこまで金出して撤去してもらえんだろうし、山の中に捨てたり、崖に捨てたりすることが起きちゃせんのかな、そういう心配があるもんですから、私はこういった陳情・請願については、やっぱり陳情者の思いをうまく深く受け止めて、議論を尽くして、いわゆる結論を出すべきだということになると、やっぱり陳情者の思いを酌んであげる、意見書を出す、そういう私は立場であります。

○井川委員長

では採択ということですか。

○阪本委員

ええ。

○井川委員長

採択ということ。

では、津川委員。

○津川副委員長

結論的には不採択です。一つは、北栄町の所管する事務とはちょっと離れてしまうっていうのがまず1点。そして、今日おいでになった中部清掃事業協同組合っていうことでお話を伺いましたら、9社で組織されとって、1市4町のごみ収集の委託業務を受けとられる方だということでした。ほかにもたくさん業者さんがありますよということ。で、今日のおいでいただいた皆さんについては、片や町の収集事業を行っていただいて、それとはまた別に会社、スーパー等から集まったものを搬入するっていうことでもあります。ちょっと町の収集の定期的にごみ収集する業者さんとはまた違う立場にあるということだと思います。おっしゃるように専属で町の定期的な収集する業者以外の業者にとっては大変な痛手になる、あるいは支払事業者との交渉は難儀だろうというふうに思いますが、でも、今のいわゆる物価高に対しても、例えばの話をしますけど、物価が上がって、その商品に転嫁しないと会社が潰れちゃうっていうことなんで、そういう流れをつくっていくっていうのが大事だろうと、それも仕方ないっていうふうなことだと思います。そういう意味で、この陳情に対しては不採択ですが、先ほど来出ておりますように、受け入れする広域連合としては、搬入業者がいわゆる搬出業者に対して価格交渉ができる環境整備の支援だとかっていうことはしていかなきゃいけないかなというようなことは思いますんで、できちゃあ不採択で、それで、さよなら、おしまい、終わりじゃなくて、何らかの意見書もつけたりってことがあればいいなと思うんですが、そういうことで結論としては不採択であります。

○井川委員長

ありがとうございました。

そうしますと、それぞれ委員さんのほうから御意見を出していただきました。意見だけで言いますと、採択すべきは2名の方、それから不採択は3名の方、継続審査は1名の方ということですが。

そのほか言っておきたいことはありますか。

阪本委員。

○阪本委員

やっぱり説明責任が果たしてないということが一番やっぱり問題が大きいと思いました。だから、新聞に載ってみんながびっくりしとるんです、実は。だから、広域連合の話を聞くとまあ当然だなと思ったり。あとはこういった業者が非常に今、困つとると、周知、自分のところはあったかもしれんけども、これをお客さんに対して2.5%も値上げするなんちゅうことは、ほんに難しいと思います。

そういうことで、やっぱり条件付でいきたいと思います。説明が果たしてないと。  
（「休憩とってもらって。今、現状を調べます」と呼ぶ者あり）

○井川委員長

では、しばらく休憩します。

（14：59～15：04）【休憩】

○井川委員長

では、会議を再開します。

では、そういたしますと、もうこれで御意見もないですので、じゃあ、決を採らせていただきます。

陳情第2号につきまして、まず、採択すべきものに賛成の方のちょっと挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手(2人)〕

○井川委員長

ありがとうございました。

続きまして、不採択とすべきもの。

〔賛成者挙手(3人)〕

○井川委員長

3名です。ありがとうございました。

では、継続審査。

〔賛成者挙手(1人)〕

○井川委員長

1名。そういたしますと、採択すべきもの2名、不採択とすべきもの3名、継続審査1名ということで、審査結果につきましては、不採択とすべきものというふうに決定をいたします。（「委員長」と呼ぶ者あり）

○津川副委員長

ちょっと確認させてください。賛成者が3ですよ。これは委員会として成立ですか。過半数にならないと思いますが。

○井川委員長

ちょっと休憩します。

（15：07～15：27）【休憩】

（15：27）【中原地域整備課長、杉本環境エネルギー課長 入室】

## （2）付託議案の審査

○井川委員長

それでは、休憩前に続きまして再開をいたします。

先ほどの陳情第2号につきましては、後ほどまたこれは協議をさせていただくこととして、審査事項の2番、付託議案の審査に入らせていただきます。

議案第65号、町道の路線認定についての質疑を許します。質疑のある方はお願いをいたします。ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○井川委員長

質疑がないようでございますので、本案に対する質疑を終わります。

以上をもちまして付託された議案の質疑を終わります。

それでは、執行部の皆さんは退席をしてください。

(15 : 28) 【中原地域整備課長、杉本環境エネルギー課長退室】

○井川委員長

それでは、ただいまより討論と採決に入らせていただきます。

議案第65号、町道の路線の認定について、討論はございますでしょうか。(「なし」と呼ぶ者あり)

○井川委員長

では、ありませんので、採決を行います。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

では、異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

(15 : 31) 【前田健康推進課長 入室】

### (3) 所管事項調査について

○井川委員長

続きまして、3の所管事項の調査についてということで、以前、委員の皆様在所管事項を出していただきましたけども、今回こういうスタイルになってまだ間もないということで、なかなか所管事項について意見出てませんでしたけども、中にはそういう、ちょっとこれを聞いてみたいということは、意見を事前に委員の皆さんにお願いしたところ、1件、これは油本委員のほうからありましたので、健康推進課のほうにちょっと来ていただきまして聞きたいと思いますので、健康推進課長、お願いいたします。

○前田健康推進課長

失礼します。

○井川委員長

それでは健康推進課のことにつきまして、油本委員から。

○油本委員

僭越ながら申し上げます。伺いたいことは医療機関のことで、医療関係のことについて伺います。以前より由良地区への、由良地区の医療施設、内科医院がなくなったために、2,000万円の基金を積んだ、それが北栄町の今の実態です。町内の医療のそういった新規開設及び事業承継ですか、のためのお金ということで、北条地区では高見医院が今それを使ってらっしゃいます。今、外に足場を組んで、やってらっしゃいます。さあ、由良はどうなった、その今の進捗状況といいますか、どういうレベルまで話が進んでいるか。吉岡課長(前健康推進課長)からもある程度までは聞いてはおるんですが、その後どうなったか伺いたいと思います。

○井川委員長

前田課長。

○前田健康推進課長

由良地区の医療機関の開設とかっていう今動きというのは、特段動きがない状態です。以上です。

○井川委員長

油本委員。

○油本委員

いろいろ聞いてた話、結局、全然ないという話で理解させていただきます。不便を訴えられる方もおられますんで、課長におかれましては、御多忙とは思いますが、ひとつ

御努力のほどまたよろしく願いいたします。

あわせまして、もう1件、医療関係で質問がございます。瀬戸にありました〇〇薬局さんですか、宮川医院さんの近隣にあります。それが今年3月31日をもって閉店、もう事業をやめられました。高見医院さんのところも今や同様に薬局が閉店されておられます。漏れ伺いましたところによりますと、高見医院さんのところには近々何か入られるようなことも聞いております。その2つの薬局、処方箋薬局に関しまして、何か情報がありましたらお伺いしたいと思ってお呼出しさせていただきました。お願いします。

○井川委員長

前田課長。

○前田健康推進課長

昨日、宮川医院さんのほうに今の状況について確認しました。宮川医院さんにおかれましては、今おっしゃったように、〇〇薬局がなくなってとても困っているというのは住民さんのほうからも聞いております。宮川医院さんのほうでは、院内調剤を進めるといことでお返事いただいております。今の現状としましては、薬棚などの機材のほうを今準備しておられる状況です。今々この日から始めますっていうところの明確な日にちは決まってないようですけども、業者さん等とも話を進めておられると思いますので、そう遠くないときに院内処方の方に切り替わるのではないかなというふうに思っております。

もう一つの高見医院さんのほうですが、業者さんの業者名までは聞いておりませんが、今、開店というか、そこで前の△△調剤薬局さんがあったところにまた出店があるということは確認が取れました。正式な日時、開店の日時っていうのはまだ公表されていないので、まだ公にできるものではないですけども、こちらについてもそう遠くない、近いうちに開店されるということで、新しく事業承継された大樹先生のほうとその業者さん等とは、話が近いうちに持たれて正式に決まるのではないかなというところで確認は取れました。以上です。

○井川委員長

油本委員。

○油本委員

ありがとうございます。△△調剤薬局さんの後、今、外装工事されてますよね、建物そのままで。私も確認して、近いんじゃないかなとは思っております。いついつということは何か聞いた気が、ほかのところから聞いた気がしますが、それはそれといたしまして、正直、瀬戸地区の方から調剤薬局のことを心配される方おられましたんで、一応お伺いしたまででございます。

ちなみに、町内ではございませんが、倉吉市内でも薬局さん、減少傾向にあるという情報を得ておりますが、そういう情報はつかんでらっしゃいますか。

○井川委員長

前田課長。

○前田健康推進課長

その情報はつかんでおりませんが、これからちょっとつかみたいと思います。

○井川委員長

油本委員。

○油本委員

と言いましても、実際減ってるらしいんです。結構、困られている、薬を求められる方がおられるみたいですので、いずれ問合せもあると思います。薬局ももちろんですけども、初めに言いました由良地区の医療機関、ひとつ御尽力お願いしたいと思ひまして私からの質問とさせていただきます。以上です。

○井川委員長

いいですか。

前田課長。

○前田健康推進課長

困られてるのは十分承知しております。できることについては私も頑張っていきたい  
と思いますので、よろしくお願いいたします。

○井川委員長

では、せっかく前田課長、来ておられますので、何かよろしいでしょうか。（「なし」  
と呼ぶ者あり）

○井川委員長

では、以上で健康推進課の調査を終えます。御苦労さまでした。

○前田健康推進課長

ありがとうございました。失礼します。

（15：38）【前田健康推進課長 退室】

○井川委員長

すみません、1点、委員の皆さんに申し忘れておりました。先ほどの付託審査、議案  
第65号について、これ本会議で委員会報告をしなくてはなりませんけども、この報告に  
つきましては委員長に一任させていただけますでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井川委員長

御異議ございませんので、そのようにさせていただきます。ありがとうございました。  
では、ちょっと休憩します。

（15：38～15：42）【休憩】

○井川委員長

では、そうしますと、会議を再開いたします。

陳情第2号につきまして、先ほど採決を行った結果、再度言いますけども、採択すべ  
きもの2名、不採択とすべきもの3名、継続審査1名ということで、過半数に達してませ  
んけども、最大、不採択者は3名ということで、本常任委員会におきましては、陳情第2  
号につきましては、不採択とすべきものと決定をいたします。

続きまして、委員会の意見につきまして。

油本委員。

○油本委員

ちょっと長過ぎたらごめんなさい。約50文字ですが、事前に事業者への説明を怠った  
ことは配慮に欠けるが、頭に「広域連合は」をつけてもいいんですけどね、「事前に事  
業者への説明を怠ったことは配慮に欠けるが、施設の老朽化に伴うメンテナンス費用の  
増加及び資源価格の上昇のため使用料の値上げは不可避である」としました。

○井川委員長

ありがとうございます。

そのほかの委員さん、どうでしょうか。

津川委員。

○津川副委員長

最高の意見だと思います。賛成します。

○井川委員長

そのほかありますか。

すみません、ちょっと確認しますけども、全て書き終えてないもので、局長書いてますか。

○手嶋局長

まだ途中までですが。怠ったことは……。

○油本委員

ごめんなさい。ですから、本当はね、主語をつけなきゃならないんだ、頭にね。日本語としてそれを欠いても中身が伝わるんで、頭の「広域連合は」を例えば入れた形にしますよ。「広域連合が、事前に事業者への説明を怠ったことは配慮に欠けるが、施設の老朽化に伴うメンテナンス費用の増加及び資源価格の上昇のため使用料の値上げは不可避である」。分かんなかったら何遍でも。以上です。

○井川委員長

そういたしますと、先ほど油本委員の言われました意見ということでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

措置はないですんで、意見書の提出もなしと。意見の確認もなし。それで対応させていただきます。

#### 4 協議事項

##### （１）９月定例会の調査項目について

○井川委員長

それでは、続きまして4番、協議事項に入らせていただきます。1番、9月定例会の調査項目について。

前田委員。

○前田委員

ちょっと1つ。この調査項目っていうのは、先ほど油本委員と言ったみたいに事前にああいうのではなくて、何かどこどこを調査したいとか、どこどこを視察したいとか、そういうことですか。

○井川委員長

局長。

○手嶋局長

例えば、決算の総務教育常任委員会ですと、所管の中で申し上げると、高校魅力化のために1万円の成果がそろそろ、配り終わられてどういうところに1万円を使用されたのかとか、それから効果、それから、それに伴う魅力化がどのように進んだのか分析できると、たしか企画財政課から説明を受けているということなので、それを上がってきて伺っていただく、説明を受けて、なお調査が必要であるのか追求するのかっていったところを事前に確認したいというような申出があれば、この段階でオーケーして事前にお伝えするという内容です。

○井川委員長

前田委員。

○前田委員

分かりました。

今日、分からなくても、油本委員みたいに、例えば2週間前ではないですけど、都度ちょっとこれとこれ、今度9月どうでしょうかみたいな相談でも、今日じゃなくても大丈夫なんでしょう。

○井川委員長

局長。

○手嶋局長

はい、その点では大丈夫というふうに思います。

○前田委員

大丈夫か。ありがとうございます。

○井川委員長

津川委員。

○津川副委員長

この調査項目っていうのは、この下にある(3)番の意見交換会についてのこととは違うという意味ですかね。

○井川委員長

福島さん。

○福島主幹

(3)番の意見交換会は、今後予定している意見交換会。これとは別で、9月の定例会のときのこの今日の場合ですね、こういう場合のときの調査項目を今お聞きしたところです。

○井川委員長

よろしいでしょうか。

津川委員。

○津川副委員長

9月は決算議会なんで、やはり決算の状況を見ながら出てくると思うんで、もう少し時間をもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○井川委員長

そうしますと、この9月の定例会の調査事項につきましては、後、皆さんでまた何か問題ありましたら、聞きたいことがありましたら事務局のほうに連絡をしていただくということで、そういうことで認識をしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

## (2) 視察について

○井川委員長

では、(2)視察について。

福島さん。

○福島主幹

今の視察の状況をお伝えしときます。候補に挙がっていた3か所でのうち、野辺地町はこの日でオーケーをいただいている、この弘前市なんですけど、これは町って書いてますけども、市や町の取組ではないため受入れはできませんということでお断りされました。岩手県庁は調整中だったんですけども、昨日、夕方、電話で連絡が取れまして、10月10日の午前で内諾をいただきましたので、そこまで今お伝えしておきます。

○井川委員長

ありがとうございます。

取りあえず当初3か所を視察させていただくということで、弘前市のほうがちょっと受入れができなかったと。ただ、一応予定としましては、10月の8、9、10という予定を組んでおりますので、弘前市のほかにどこか、まだちょっと時間もありませんので、皆さんのほうでここがいいじゃないのというところがあれば、また連絡をしていただければと思いますので、これについてはよろしくお願いいたします。

福島さん。

○福島主幹

ちょっと提案ですけども、この野辺地町、10月8日でオーケーはいただいているんです

けど、岩手県はもう本当に日程を駆使してくださって、10月10日の午前でってことで昨日お話がありまして、もし野辺地町が9日でもいいかどうか、これを頑張って聞いてみようかなと思ったりもしてますけども、そしたらもうこの2か所だったらそれだし、もう1か所を何か間に入れるんだったらもう野辺地町をそこまでかき回さずにしようかなと思うんですけど、ちょっとそこを悩んでいます。

○井川委員長

油本委員。

○油本委員

まず、私が弘前市とか、この3つをチョイスした理由は、いわゆる環境保全と脱炭素、それと地域産品を利用した地域おこしね。地元の産品を利用した地域おこしということで、野辺地町と岩手、岩手県庁に関しては、脱炭素と環境保全の両立。弘前市のほうでは、地元の産品を生かした地域おこしをメインにしたかったんですよ。ですから、ちょっと9日がそういったことになってしまったのは残念で、できれば私もそういった方面で探してみたいとは思っています。ちなみに申し上げますと、10月8の日、野辺地町に関しまして、その時間が終わってから、前も申し上げましたが、今、うちに建設を予定されてますJ R 東日本エネルギー開発さんが実際に手がけておられます、もう2年ほど前から始められましていわゆる現物がありますんで、そここのところに、もう向こうの会社のほうからもし来る機会があれば説明させていただきということも聞いてまして、一応16時ぐらいからそこに行かせていただくという、担当者と私との間のレベルの話ではございますが、それは内諾は得ております。ですから、2泊3日でできればお願いしたくて、中の9日を皆さんの、中の1日をそういったテーマで研修、視察できるところを探していければいいと私は今、思っております。以上です。

○井川委員長

福島さんどうぞ。

○福島主幹

じゃあ、10月8は動かさずに今このままにしときましようかね、野辺地町はこのまま。9日はいけますかなんて聞かずに。

○井川委員長

油本委員。

○油本委員

基本、ですから、一つの風力発電に代表されるその環境保全とCO<sub>2</sub>削減だけじゃなくって、もう1個何かテーマを入れたほうがいいんじゃないかという、私も思いますし、せっかく行くんだったら。1泊2日でもいいけども、そうになったら8日を動かす必要があります。ただ、2泊3日でせっかく頭から組んで、もう一つそういったテーマを上げて視察できればと思いますので、もう私としては2泊3日のスケジュールを崩さずに、間の9日を北東北の辺りで皆さん、皆さんといいますか、私も探していきたいと思っておるところでございます。

○井川委員長

せっかく当初、2泊3日の予定で組んでおりましたので、野辺地町さんも10月の8日から、岩手県庁も10月の、岩手県庁の場合は10月の10日ということで、これは無理にお願いをして内定をしたということで、取りあえず8、9、10の予定で、中の9日につきましては、一応この民経の委員会の所管事項のところでは何かいいところがあれば、そこを視察先として今後、探してみたいというふうに思いますので、一応予定としては2泊3日ということで変えずにこれでいきたいと思っておりますけども、よろしいでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井川委員長

じゃあ、取りあえず2泊3日のこの予定でいくということをお願いをいたします。

津川委員。

○津川副委員長

ですから、2日目の研修先についてはまだ未定なんで、やはりそれぞれが思いを持って提案していくということでせないけんと思います。

そして、そろそろ締切りを決めて事務局に報告するみたいなことをしなったほうがええじゃないでしょうか。

○井川委員長

じゃあ、いつぐらいまでに。

○福島主幹

今月末ぐらいにしましょうか。

○前田委員

相手先があるけんね。

○井川委員長

じゃあ、今月中、28日までに事務局に、いい視察先があれば事務局のほうに連絡をお願いいたします。

### (3) 意見交換について

○井川委員長

次、3番、意見交換会について。

手嶋局長。

○手嶋局長

そうしますと、意見交換会について、既にお伺いしているものをまず確認させてください。一つは、商工会との意見交換会、それと農業委員会との意見交換会、それと民生児童委員さんとの意見交換会、この3つの意見交換会ということでよろしいでしょうか。

○井川委員長

はい。

○手嶋局長

そのうち、まず日程がある程度固まってるというか、相手方から打診があったものを説明します。まず商工会ですけれども、7月30日のお昼、もう12時とっていただいたらですけれども、ランチミーティングの形で意見交換できないかというふうな打診をいただいております。これは町長とか副町長、それから産業振興課長などが毎月定例的にやってるランチミーティングというのがありまして、お弁当屋さんにお弁当、500円ぐらいのお弁当を頼んで、食べながらざっくばらんなお話をさせていただくという機会のものであります。ただ、そうはいっても、何のテーマもなく話すことは非常に難しいと思いますので、この商工会との意見交換を受けるのは受けるんですが、会場も商工会の2階の大会議室ということで、向こうはその受入れも含めたところでお話しされていますが、まずランチミーティングのスタイルで、そのスタイルで進めてよいかということをお伺いしたいのと、テーマをどのようにしましょうかと。本日テーマなかなか出すのが大変だということであれば、これも期日を決めてテーマを、例えばこの6月28日までにテーマをちょっと私のところに伝えとけということであればそれでテーマ設定をして、向こう方と交渉したいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○井川委員長

まず、商工会との、商工会の役員さんだと思いますけども、7月30日、ランチミーティング的な意見交換会をしたらどうかという提案があったわけですけども、これについて皆さんの意見を。

- 津川委員。
- 津川副委員長  
異議なし。
- 町田委員  
いいと思います。
- 津川副委員長  
提案どおりに進めたらいいと思います。
- 井川委員長  
よろしいでしょうか。  
じゃあ、この提案、商工会の提案どおり、7月30日12時に商工会のほうでランチミーティングで意見交換会をさせていただくと。テーマなんですけども、これにつきましても今月中に皆さんこういうことを聞いてみたいとか、こういう話をしたいというものがありましたら事務局のほうに提案のほうをよろしく願いいたします。  
じゃあ、次に行きましょう。
- 手嶋局長  
続いて、次は農業委員会です。農業委員会と今、交渉を進めさせていただいている中では、今、新しい委員さんに代わられたばかりなので、できれば、8月に農地調査というのをしておりますので、そのうち農地調査に委員さんを2人ずつとかという形で同行いただいて、同じものを見ることで情報共有させていただいたところで、9月の頭なのか、ぐらいでできたら意見交換会。前回もそうだったと思うんですが、その意見交換会後の懇親会みたいなものも設けていたということをお伺いしておりますので、そこまで踏まえた意見交換をさせてもらえたらと思っておるんですけども。そちらもまたテーマは必要だと思いますが、農地を確認して、一緒に同じような共通な意識が高まったところでテーマ設定してもいいんじゃないかと思っておりますので、まずは農地調査、それからその進め方でいいのかっていうところをちょっと御確認させてください。
- 井川委員長  
先ほど農業委員会との意見交換会につきましてありましたけども、これについて皆さんの意見をお聞かせ願いたいと思います。  
前田委員。
- 前田委員  
まず農地調査、だけん2回あるっていうことなんですけど、前に農地調査というか、一緒に農業委員会さんの活動に、有志じゃなくて参加できる方は参加してくださいねみたいなんがあって、あの感覚か。ですから、委員会としてやるんだったら参加できる方はじゃなくて、もう強制、委員は強制っていうことなのかっていうところをちょっと1点確認です。
- 井川委員長  
はい。
- 手嶋局長  
前回に倣った形で思っておりますので、強制というよりは行ける方がという形でも致し方ないというふうに考えております。
- 井川委員長  
前田委員。
- 前田委員  
私は農業してないので、農地調査について見ておかないと、意見交換会に行っても何の——、なくなるので、ある程度やっぱり委員会活動っていう面も含めたら……。ただ、向こうの日にちに合わせないけんっていうのも、何と用事があられる方もおられるんで

すけれど、基本はもう優先というか、ほぼほぼ参加は必ずみたいな感じで進めていただいたほうが、行ける人はっていうよりは全然いいんですけど、委員長、どうでしょうか。

○井川委員長

この農地調査、8月、2週間ぐらいですかね。

○手嶋局長

2週間ぐらいですね。

○井川委員長

2週間ぐらいですね。一応日程もあって、どこの地区を見られるということはありませんんで、一応日程が決まりましたら各委員さんにそれぞれ日程表をお配りします、見ていただきますので、それでできる、行けるようなところがあればそこに参加をしていただくということでお願いできればと思います。

油本委員。

○油本委員

質問です。前回ちょっとそういった私、経験ないもんで伺いたいんですが、農地調査とは具体的にどういうことをされるのか伺います。

○井川委員長

いわゆる耕作放棄地とか現状はどうなっているのかということとをずっと農業委員さん、その地区の農業委員さんが出られて、その農地の現状を見るっていうんですかね。

津川委員。

○津川副委員長

委員会活動で現地を確認するということであれば、どこに行くかを自身が決めて、そこに一緒に行くというのが前提です、お願いじゃなくって。そがにしましょう、あるいはやめましょう、どっちかに決めてください。

○井川委員長

では、一応日程をお配りしますので、それでどこに行けるかということで行ける日を事務局のほうに連絡をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○前田委員

あっ、ごめんなさい、もう一つ。ここで聞かなくても後でもいいかもしれないですけど、その農地調査っていうのは、1日中やるんですか、半日でやるんですか、ちょっとその辺行ってないので、前回、分かんないんですけど。

○井川委員長

半日ですね。

○前田委員

大体半日ですか。分かりました。

○井川委員長

地区がそれぞれ分かりますんでね、例えば午前、国坂だったら、午後は国浜坂とか、そういう格好になりますんで、半日でいいから出ていただきたいと。現地に一緒に行って見てもらおうと、現状を、ということでお願いします。

○前田委員

分かりました。

○井川委員長

じゃあ、すみませんけど、よろしくお願いいたします。

局長、次は。

○手嶋局長

続いて、民生児童委員さんですけれども、これは役員さんで、どうやら支部役員さん

というか、地区役員さんみたいなものがいらっしゃるんですけれども、そこまでの参集範囲で次の会議が7月ちょっと中になるそうで、その後どの日にちがいいのか候補日をまたお知らせされるということですので、その候補日の中から調整させていただきたいと思います。それもまたテーマですけれども、決まってからまた皆さんにその旨をお聞きしたいと思いますので、ひとまずこの3つがあるということを御理解いただければ。

○井川委員長

それではまず、意見交換につきましては、商工会、農業委員会、民生児童委員の皆さんと取りあえず意見交換をさせていただくということで予定をしております。また何かありましたらまた皆様方に相談しながら、こういう会を持っていきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

#### (4) 閉会中の継続調査申出について

○井川委員長

では、次、4番、閉会中の継続調査の申出について。これにつきましては、申出をするということで、調査内容につきましては、この委員会の所管する事項ということでさせていただきます。(「はい」と呼ぶ者あり)

#### (5) その他

○井川委員長

5番のその他につきまして何か。

局長。

○手嶋局長

特にありませんが、皆さんが委員会活動として見られたもの、確認されたものは何らかの形で議長に報告はしていただく必要があると思ってます。それが報告書の形なのか何なのかですけれども、総務教育常任委員会であれば、こないだプールを見に行かれたものについては委員長が最終的にまとめて報告書を議長に上げていらっしゃいます。今日、この後(道の駅ほうじょうを)見ますけれども、それも——、やめますか。そこもちょっと聞きたいんですけど、そこももしあれば御意見集約していただいて、こんな感想だったよだけでもいいので、出していただければ、事務局と委員長とでまとめた報告書みたいなものを作ってお渡しすることも可能なので、見られたもの、この活動で動かれたものを何らかの形で残していただきたいと思いますので、今後見られたものに対する感想程度で結構ですので、事務局に何らか届く方法を取っていただけたらというお願いでございます。

○井川委員長

分かりました。じゃあ、そのようにさせていただきます。

そのほかはありますか。(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 5 その他

○井川委員長

じゃあ、5番、その他については。

○手嶋局長

ありません。

○井川委員長

委員の皆さんのほうは。(「ありません」と呼ぶ者あり)

#### 6 閉会 (16 : 14)

○井川委員長

では以上で、ちょっと今日は長時間になりましたけど御苦労さまでございました。

今日、本来ですとこの後に北条道の駅に行く予定にしようとしたんですけども……（「行くでしょ」「みんな行くでしょ」と呼ぶ者あり）

○前田委員

行かないのか。だって向こうは予定しとんなるでしょ。

○手嶋局長

下(担当課)は一応皆さんの数のヘルメットと、それから、あの……

○前田委員

だって、最初から4時の予定だったでしょ。

○手嶋局長

準備はしてますけど、中止だって言われたら中止で話はしますが。

○前田委員

後日でもいいですけど。

○井川委員長

どうですか。後日また改めて……（発言する者あり） そのほうがいいですか。（発言する者あり） じゃあ、改めてまた設定させていただきます。

○手嶋局長

承知しました。

○井川委員長

申し訳ございません。

では、以上で終わります。どうも御苦労さまでございました。

※この会議録は要点筆記である。